

随意契約の結果公表 令和2年度

No.	契約名(件名)	履行場所	履行期間	契約の相手方及び住所	契約金額 (税込額)	契約の相手方を選定した理由	法令根拠	契約担当課名
1	流域貯留浸透施設 維持管理工事	水谷1丁目地内 水谷小学校	令和2年8月28日か ら 令和2年11月27日	株式会社東さく技工 関東 営業所 さいたま市北区別所町52 -2ウエルズ別所町A-103	4,840,000	本件は、工事対象施設で清 掃業務を実施している者がお り、この者が本工事の施工が 可能であること。また工期短 縮、工事費節減が確保できる ため。	地方自治法施 行令167条の2 第1項第6号	道路治水課
2	道路修繕工事(そ の1)	関沢2丁目地内	令和2年5月11日から 令和2年7月31日	株式会社三津穂 富士見市大字水子 3023	11,990,000	本件は、受注業者が工事の 続行が不能となり、途中で施 工がストップしてしまい、契約 を解除したことにより、緊急に 工事が必要となったため。	地方自治法施 行令167条の2 第1項第5号	道路治水課
3	東大久保浄水場内不 断水バルブ設置修繕	富士見市大字東大 久地内	令和2年6月30日か ら 令和2年10月9日	栗木建設株式会社 富士見市大字東大久保186	8,800,000円	計量法施行令による流量計 更新にあたり、既設バルブが 止水不良であったため、早急 な対応が必要となる。市内に 本店を有し、専門性のある5 社から見積り合わせを行った 結果、最低の価格を提示した ため。	地方自治法施 行令167条の2 第1項第5号	水道課
4	水谷浄水場内不断水 バルブ設置修繕	富士見市大字水子 地内	令和2年6月30日か ら 令和2年10月9日	栗木建設株式会社 富士見市大字東大久保186	5,720,000円	計量法施行令による流量計 更新にあたり、既設バルブが 止水不良であったため、早急 な対応が必要となる。市内に 本店を有し、専門性のある5 社から見積り合わせを行った 結果、最低の価格を提示した ため。	地方自治法施 行令167条の2 第1項第5号	水道課
5	市立東中学校職員室 空調機更新工事	富士見市大字上南 畑地内 (市立東中学校校 舎内)	令和2年7月14日か ら 令和2年7月31日	有限会社川井電気商会 埼玉県富士見市大字水子1 931番地2	2,354,000円	学校施設の電気設備工事に 多くの実績を有する業者を選 定した。	地方自治法施 行令167条の2 第1項第5号	教育政策課
6	市立市民総合体育 館揚水ポンプ更新 修繕	市民総合体育館	令和2年10月30日か ら 令和3年2月26日	株式会社 細田管工富 士見支店 富士見市水子2827番 地	2,198,900円	市内の実績ある業者を選定	地方自治法施 行令167条の2 第1項第8号	生涯学習課